JCB CARD W カード特約

第1条 定義 1.本特約に基づきカード発行会社(以下「当社」といいます。)および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」といい、当社と JCBを併せて「両社」といいます。)が会員に対し発行・貸与するカードを、「JCB CARD W」または「JCB CARD W plus L」(以下併せて「JCB CARD W カード」といいます。)といいます。 2.本特約において用いられる用語は、本特約において別段の定めがない限り、両社が別途定める会員規約(個人用)(以下「会員規約(個人用)」といいます。)、MyJCB利用者規定、J/Secure(TM)利用者規定またはMyJチェック利用者規定における意味を有するものとします。なお、本特約において、MyJCB利用者規定、J/Secure(TM)利用者規定およびMyJチェック利用者規定を総称して、「MyJ関連規定類」といいます。 3.本特約、会員規約(個人用)およびMyJ関連規定類を承認のうえ申し込まれた方で、両社が審査のうえ入会を承認した方をJCB CARD W カード会員といいます。

第2条 ご利用代金明細の確認方法 1.JCB CARD W カードの入会をもって、JCB CARD W カード会員は、MyJチェック利用者規定所定のMyJチェックサービスの利用を両社に申請し、両社からその承認を得たものとみなします。MyJチェック利用者規定に基づき、本会員に対し原則としてご利用代金明細書は送付されないものとします。本会員は、MyJCBによってご利用代金明細を確認することができます。 2.前項の定めに従えない場合(本会員が、割賦販売法第30条の2の3第1項から第3項に基づく書面の交付に代えて、電磁的方法により当該書面に記載されるべき情報の提供を受けることの同意を撤回した場合を含む。)、会員はJCB CARD W カードの会員資格を喪失するものとします。第3条 JCB CARD W カードの年会費 JCB CARD W カードの年会費は、免除するものとします。

第4条 本特約の改定 将来本特約が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知した後にJCB CARD W カード会員がJCB CARD W カードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。

第5条 適用関係 本特約に定めのある事項については本特約が優先し適用され、本特約に定めのない事項であって MyJ 関連規定類に定めのある事項については MyJ 関連規定類の定めが優先し適用され、本特約および MyJ 関連規定類に定めのない事項については会員規約(個人用)が適用されます。 カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、「当社」、「両社」、「当社または JCB」を「JCB」と読み替えます。

(TK012200 · 20171020)